



8月は「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」です。

～ 部落差別問題をはじめとする様々な人権問題に関する正しい理解を深めましょう ～

大分県や玖珠町では、1965（昭和40）年、国の同和对策審議会答申が出された8月を「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」と定め、部落（同和）問題の解決を目指すとともに、あらゆる人権問題に関する理解を深める機会にさせていただくため、本年度は以下のような啓発活動を実施しています。

「人権を守る町民のつどい」（入場無料）

九州の部落差別解消（同和）教育の先駆者をお迎えして

日時 8月3日（水）午後7時～

場所 くすまちメルサンホール 町民ホール

演題 「わたしと部落問題」

講師 はやし ちから 林 力 さん

（一社）いのちのライツ

～ハンセン病差別をなくす会ふくおか～
代表理事

「人権公開講座」（入場無料）

障がいがある人も障がいのない人も、ともに生きることができる社会とは、どんな社会かを一緒に考えましょう。

日時 8月4日（木）午後7時～

場所 くすまちメルサンホール 1階健康増進室

＜障がいのある人の人権＞

演題 「姉に学ぶ」

講師 たきた としひこ 田北 敏彦さん（大分県人権問題講師団）

部落問題は、みんなの問題です。みんなで解決しましょう。

部落（同和）問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。残念ながら、今もなお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇などの事案のほか、差別的な内容の文書が送られたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされたりする事案などが発生しています。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、憲法で保障された基本的人権にかかわる課題であることから、決して許されないものです。

同和对策審議会答申は、この問題の解決は、国（行政）の責務であり、かつ、国民的課題であるとしています。

玖珠町でも、部落差別問題を正しく理解し、町・住民・地域・事業所などの連携によって解決することによって、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

■ 隣保館は、あなたの身近な相談窓口です。■

隣保館では、人権に関すること、生活のこと、就労のことなど様々な相談に応じています。

町内にお住まいの方であればどなたでも相談に対応します（相談無料）。

相談内容は固く守られていますのでご安心ください。なお、相談は電話でも受け付けていますが、相談内容によっては、ご来館が必要な場合があります。

8月の行事予定

※（保）玖珠町隣保館、（集）集会所

8日（月）午後2時～	カラオケ教室（保）	24日（水）午前9時30分～	料理教室（集）
10日（水）午前9時30分～	茶道教室（保）	24日（水）午後1時15分～	生花教室（保）
10日（水）午後1時15分～	生花教室（保）	24日（水）午後3時30分～	書き方教室（保）
10日（水）午後3時30分～	書き方教室（保）	25日（木）午前9時30分～	茶道教室（保）
14日（日）午後1時30分～	編物教室（保）	28日（日）午後1時30分～	編物教室（保）
22日（月）午後2時～	カラオケ教室（保）		

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催など変更になる場合があります。

ハローワークの求人情報もありますので、お気軽に隣保館にお尋ねください